

費用対効果評価の経緯と現状について

- 我が国における費用対効果評価については、平成 24 年度から中央社会保険医療協議会における議論が開始され、平成 28 年度からは財政影響や革新性、有用性が大きい医薬品・医療機器を費用対効果評価の対象とし、現在、既収載品に関しては医薬品 7 品目、医療機器 6 品目について、企業におけるデータ分析が進められている。今後、第三者による再分析後、総合的評価（アプレイザル）を踏まえて、価格調整が行われる予定である。
- このような中で、平成 28 年 12 月 20 日の経済財政諮問会議において、国民負担の軽減と医療の質の向上を実現する観点から「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」が示され、「費用対効果評価を本格的に導入するため、専門的知見を踏まえるとともに、第三者的視点に立った組織・体制をはじめとするその実施のあり方を検討し、来年中に結論を得る。」とされた。
- 平成 29 年 2 月 8 日の費用対効果評価専門部会においては、医薬品、医療機器及び高額な医療機器を用いる医療技術に関する費用対効果評価について、平成 30 年度診療報酬改定時に制度化することとし、平成 29 年夏を目処に一定の結論を得ることとした。

<今後のスケジュール>

平成 29 年 2 月～ 今後の進め方について
検討事項に基づく議論
関係団体等からの意見聴取 等

平成 29 年夏目途 費用対効果評価のあり方に関する中間的なとりまとめ
以降、必要に応じて検討